

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和3年度事業点検・評価調査

3-4

3-4

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	文化財保護法に基づく保存管理
節		事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業(施策)名	4 法令・規則等に基づく文化財保護のための行政措置の徹底	関連団体	県文化行政課、佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、佐渡市社会教育課
事業実施期間	H28～R4		
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財保護法に基づき、文化財(有形文化財・埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物・重要文化的景観等)の保存管理を行う。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業を中心とした開発行為の把握や、関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)との事前協議の徹底を図る。 <p>【本計画終了時点のゴール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令・規則等に基づいて、文化財保護のための行政措置等を継続して実施する。(定数的な目標値は設定しない。) 		
これまでの取組実績	<p>公共事業の開発担当者向けの文化財取扱い説明会を毎年度開催し、文化財保護制度の周知啓発を行った。</p> <p>また、市民や民間事業者に対しては、制度説明用パンフレットや市広報媒体(ホームページ等)を通じて、文化財保護ための手続きを周知した。</p>		
事業計画と実績	<p>【R3年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共事業を中心とした開発行為の把握や、関係機関との事前協議を行う。 ● 公共事業開発担当者向けの文化財取扱い説明会を開催し、文化財保護制度について関係者へ周知する。 <p>【R3年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発行為の把握に努め、現状変更行為に伴う史跡24件、重要文化的景観1件について関係機関との事前協議を行った。 ● 県地域振興局において文化財取扱い説明会を開催し、制度の趣旨や手続きの流れなどを周知した。 		
課題・今後の取組	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財保護のための行政措置について、公共事業のみならず広く関係者に周知していく必要がある。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財取扱い説明会において制度の説明を行うとともに、各種広報媒体を利用し関係者へ情報を提供する。 		
事業評価	<p>【ゴールに対するR3末の達成度】 ◇ 本事業は、行政措置を継続していくものであり、累積的な目標は設定していないが、概ね計画どおりに進んでおり、一定の成果が得られていることからB評価とした。</p> <p>[A ・ B ・ C]</p>		

- A: 予定を上回る進捗
B: 概ね予定どおり
C: 遅れている。

